

夫婦やパートナーとの
日常生活についてのアンケート
- 概要版 -

平成 20 年 3 月
鹿児島市

も く じ

調査の概要	1
-------	---

調査結果

1 配偶者暴力防止法の認知度について	3
2 相談窓口の認知度について	3
3 配偶者等からの被害経験について	4
4 配偶者等への加害経験について	14
5 DVに対し必要な公的支援について	18
6 子どものころの家庭内暴力の経験について	19
7 セクシュアル・ハラスメントについて	20
8 ストーカー行為について	21

参考資料	23
------	----

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、鹿児島市内における夫婦や恋人間で生じる暴力に関する市民の意識と実態を把握し、男女間における暴力の根絶に向けた今後の具体的施策の基礎資料とすることを目的とします。

2 調査方法

- ・ 調査対象者：鹿児島市在住の18歳以上の男女3,000人
- ・ 抽出方法：鹿児島市住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査期間：平成19年9月1日（土）～平成19年9月18日（火）
- ・ 調査方法：調査票による本人記入方式（郵送配布・郵送回収による郵送調査法）

3 回収結果

調査名	配布数	有効回答数	有効回収率
夫婦やパートナーとの日常生活についてのアンケート	3,000人	1,045人	34.8%

4 集計上の留意点

集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。

複数回答の場合は、有効回答者実数より高くなっている場合があります。

集計表中に、「年代」「性別」等の分けをしています。各区分に未記入データが含まれているため各区分の小計と、合計の数値が異なる場合があります。

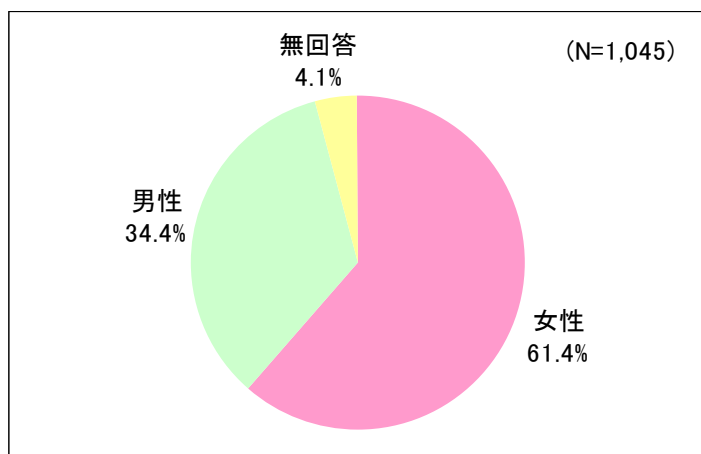
本文中の「鹿児島県婦人相談所」は、現在の「鹿児島県女性相談センター」です。

（平成19年10月1日 名称変更）

5 回答者の属性

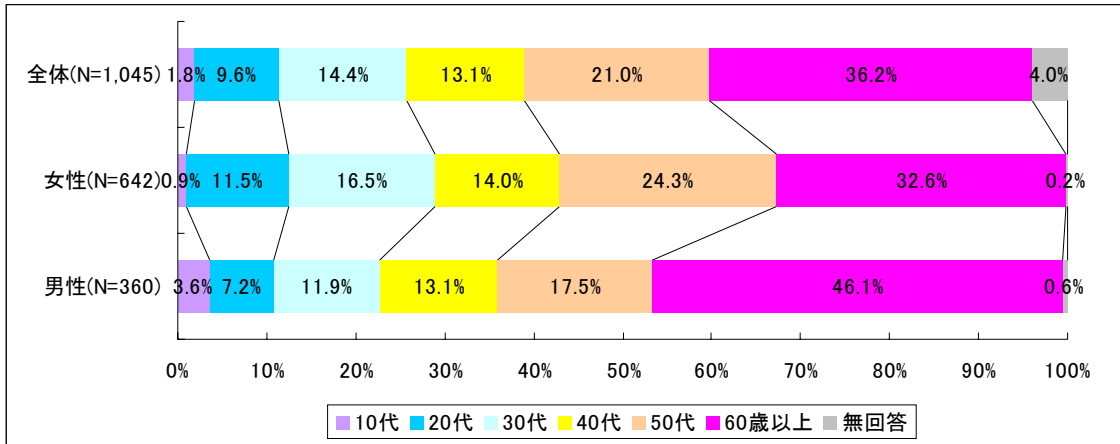
性別

図 1-1 回答者の属性（性別）



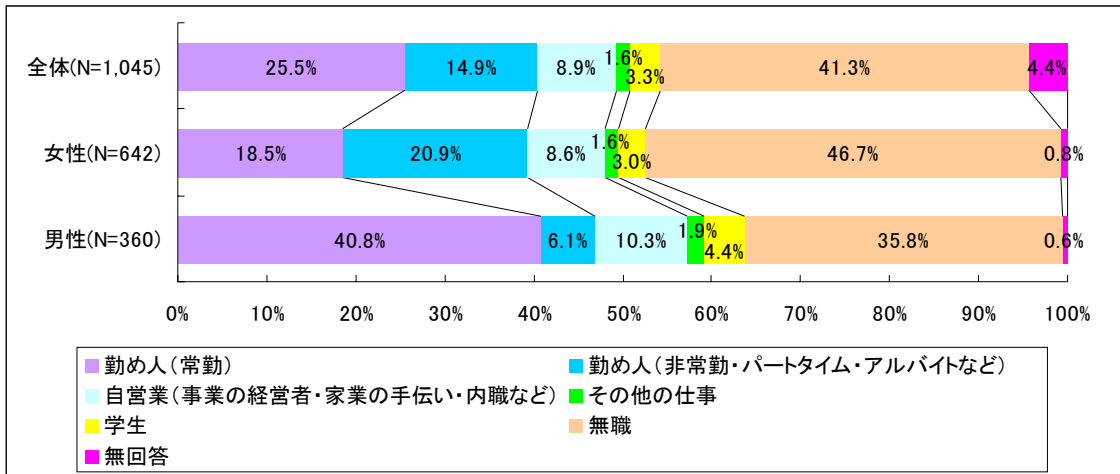
年齢

図 1-2 回答者の属性（年齢）



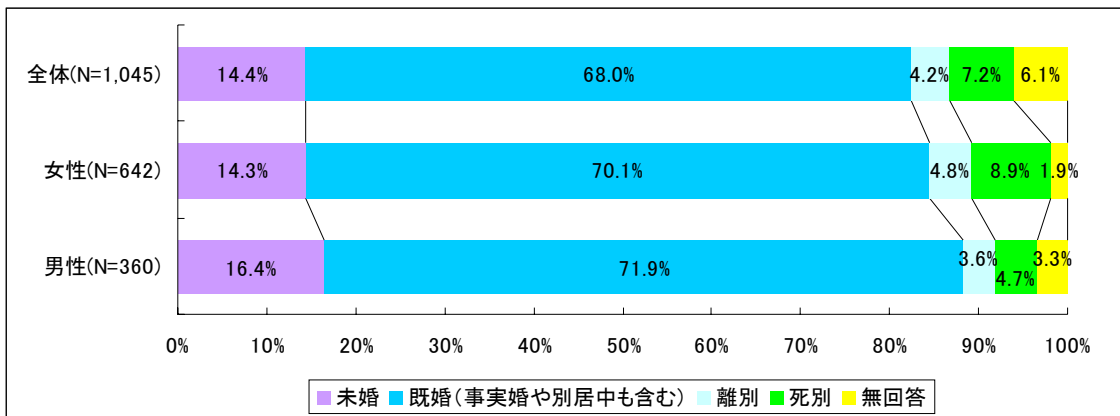
職業

図 1-3 回答者の属性（職業）



配偶者の有無

図 1-4 回答者の属性（配偶者の有無）

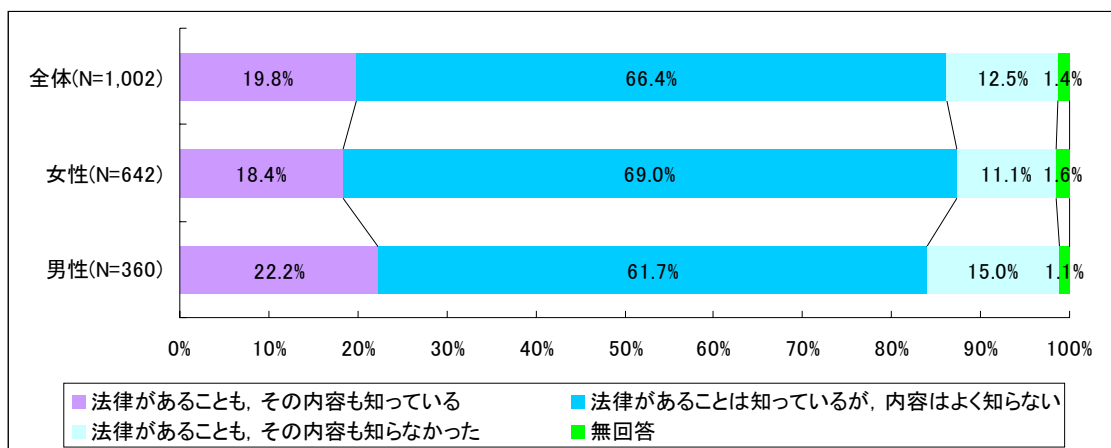


調査結果

1 配偶者暴力防止法の認知度について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の認知度については、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」が66.4%と最も高く、次いで「法律があることも、その内容も知っている」が19.8%、「法律があることも、その内容も知らなかった」が12.5%となっています。

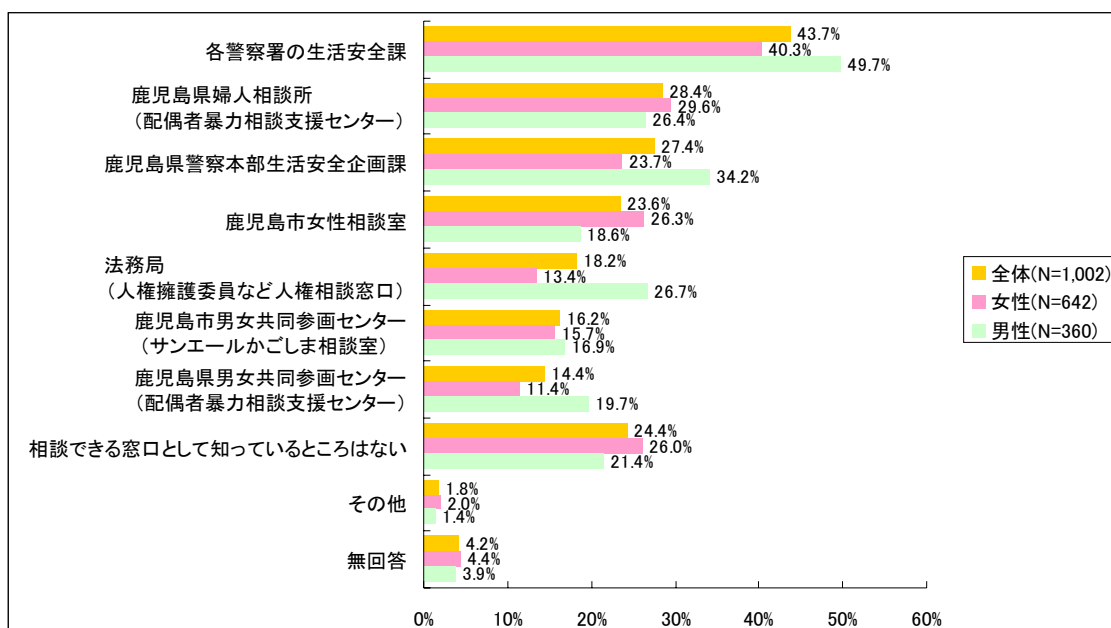
図 2-1 配偶者暴力防止法の認知度



2 相談窓口の認知度について [複数回答]

配偶者からの暴力に関する相談窓口としての認知度は、「各警察署の生活安全課」(43.7%)が最も高く、次いで「鹿児島県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」(28.4%)、「鹿児島県警察本部生活安全企画課」(27.4%)の順となっています。

図 2-2 相談窓口の認知度



3 配偶者等からの被害経験について

(1) 配偶者等からの被害経験の有無

12項目の行為について、1度でも被害経験がある人の割合をみると、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」(14.6%)経験がある人は、約7人に1人の割合となっています。次に、精神的暴力の被害経験(48.2%)は約5割で、「大声でどなられた」(37.0%)、「何を言っても無視された」(25.7%)が高くなっています。また、性的暴力の被害経験(16.2%)は約2割で、「嫌がっているのに性的な行為を強要された」(13.1%)、「避妊に協力しなかった」(7.6%)となっています。

また、12項目の行為について1度以上被害経験があった人の割合は、いずれの行為においても、女性の方が男性よりも高くなっています。特に「見たくないのにビデオやポルノ雑誌を見せられた」(男性0.6%に対して女性は6倍近い3.4%)、「嫌がっているのに性的な行為を強要された」(男性3.8%に対して女性は5倍近い18.3%)、「なぐるふりをしておどされた」(男性4.7%に対して女性は4倍近い17.6%)、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」(男性6.6%に対して3倍近い18.9%)の男女差が大きくなっています。

図 2-3 配偶者等からの被害経験（“1, 2度あった”, “何度もあった”と回答した人の割合）

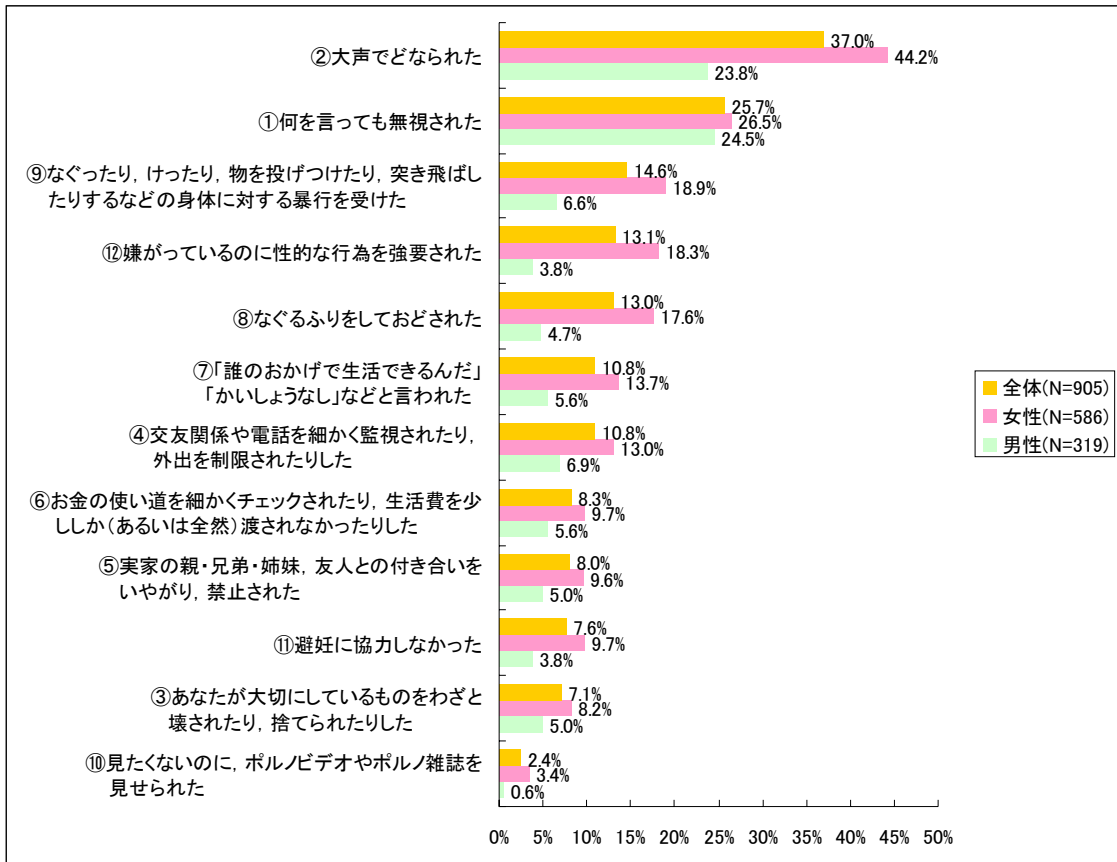


図 2-4 配偶者等からの被害経験・身体的暴力

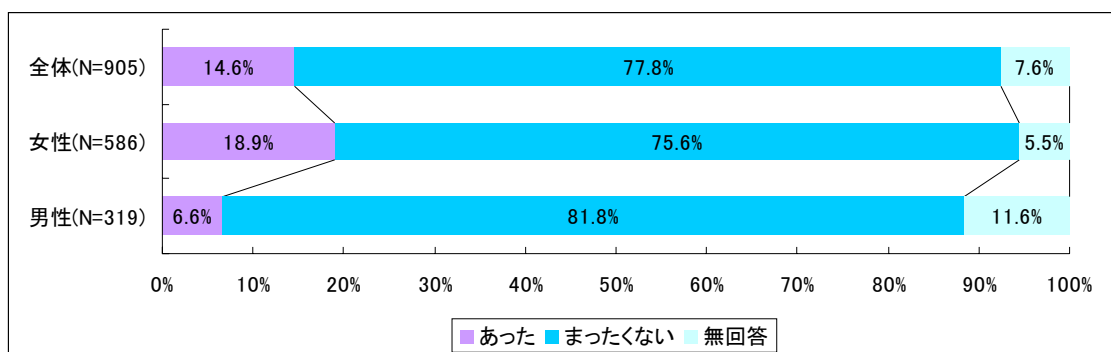


図 2-5 配偶者等からの被害経験・精神的暴力

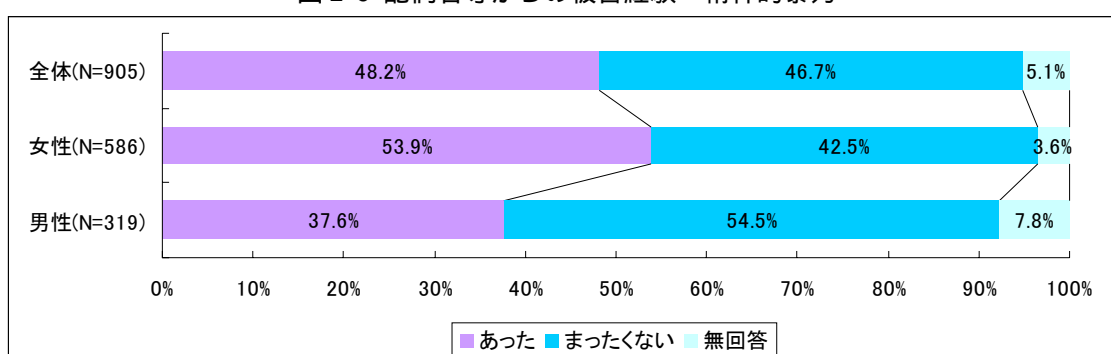


図 2-6 配偶者等からの被害経験・性的暴力

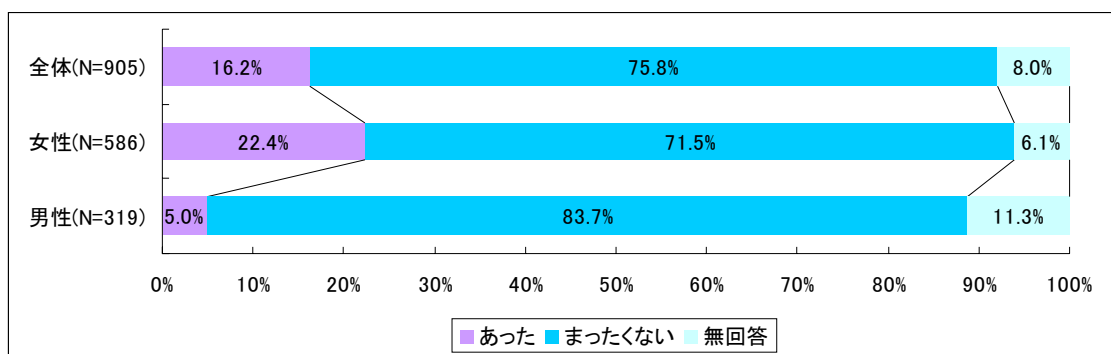
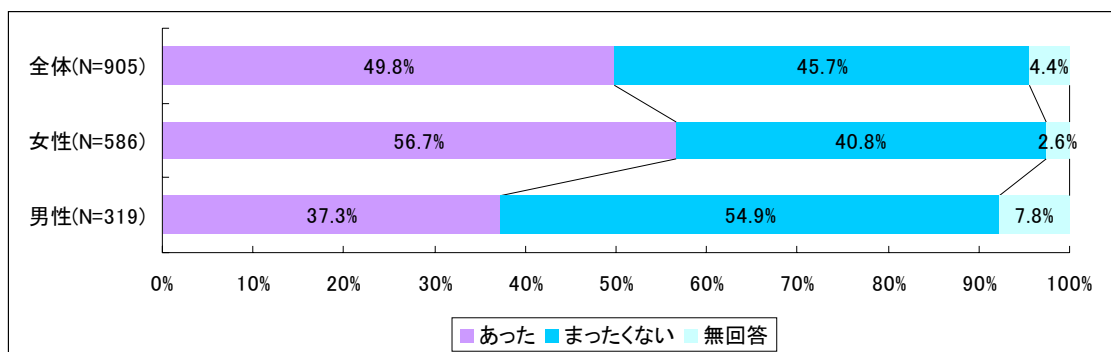


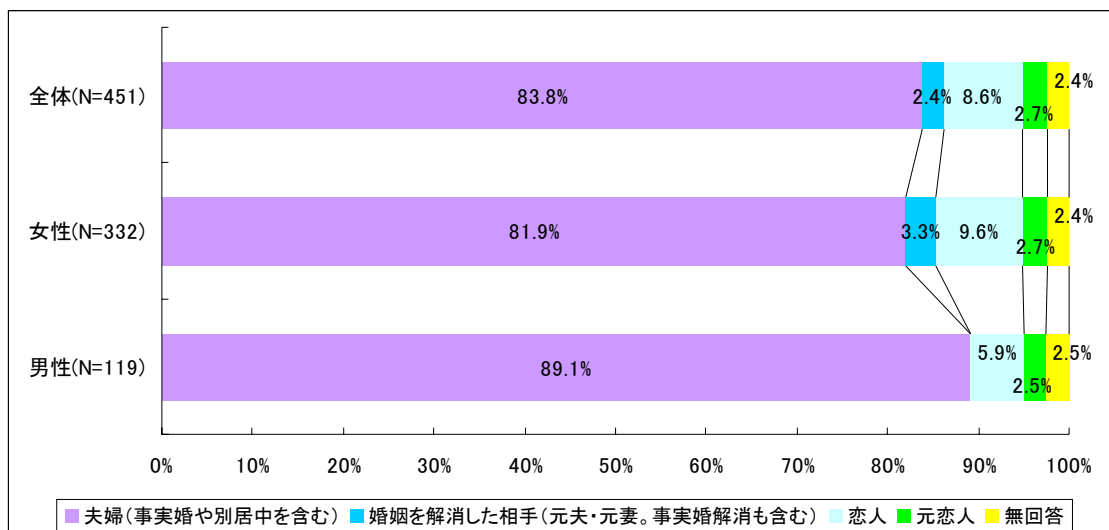
図 2-7 配偶者等からの被害経験・まとめ



(2) 加害者との当時の関係について

加害者との当時の関係は、「夫婦（事実婚や別居中を含む）」(83.8%)が8割以上と圧倒的に多く、次いで「恋人」(8.6%)となっています。

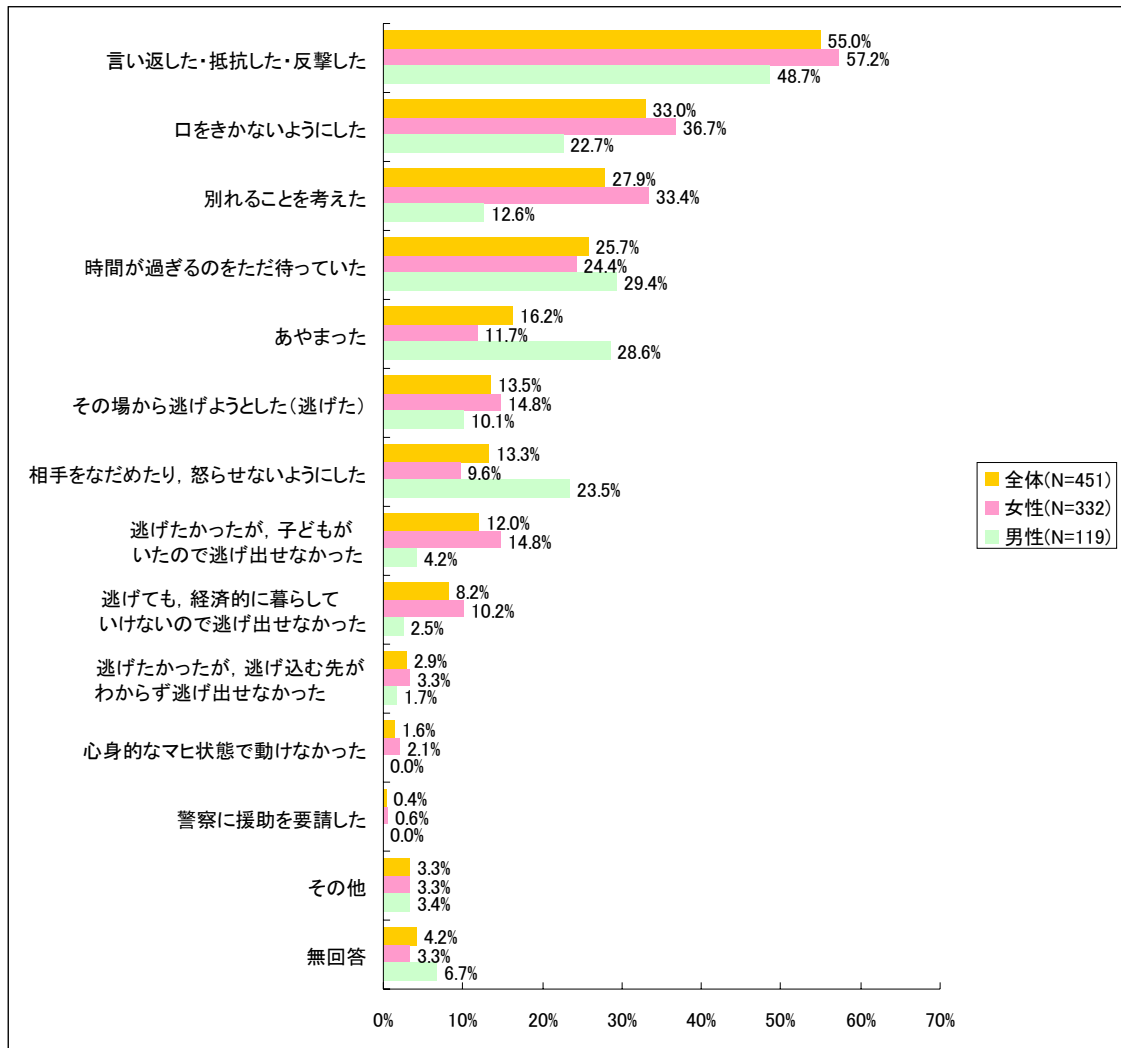
図 2-8 加害者との当時の関係



(3) 暴力を受けたときの対応について [複数回答]

暴力を受けたときの対応で最も多かったのは「言い返した・抵抗した・反撃した」(55.0%)で、約半数を占めています。また「逃げても、経済的に暮らしていけないので逃げ出せなかった」(男性2.5%に対して女性10.2%)、「逃げたかったが、子どもがいたので逃げ出せなかった」(男性4.2%に対して女性14.8%)、「別れることを考えた」(男性12.6%に対して女性33.4%)の男女差が大きくなっています。

図 2-9 暴力を受けたときの対応

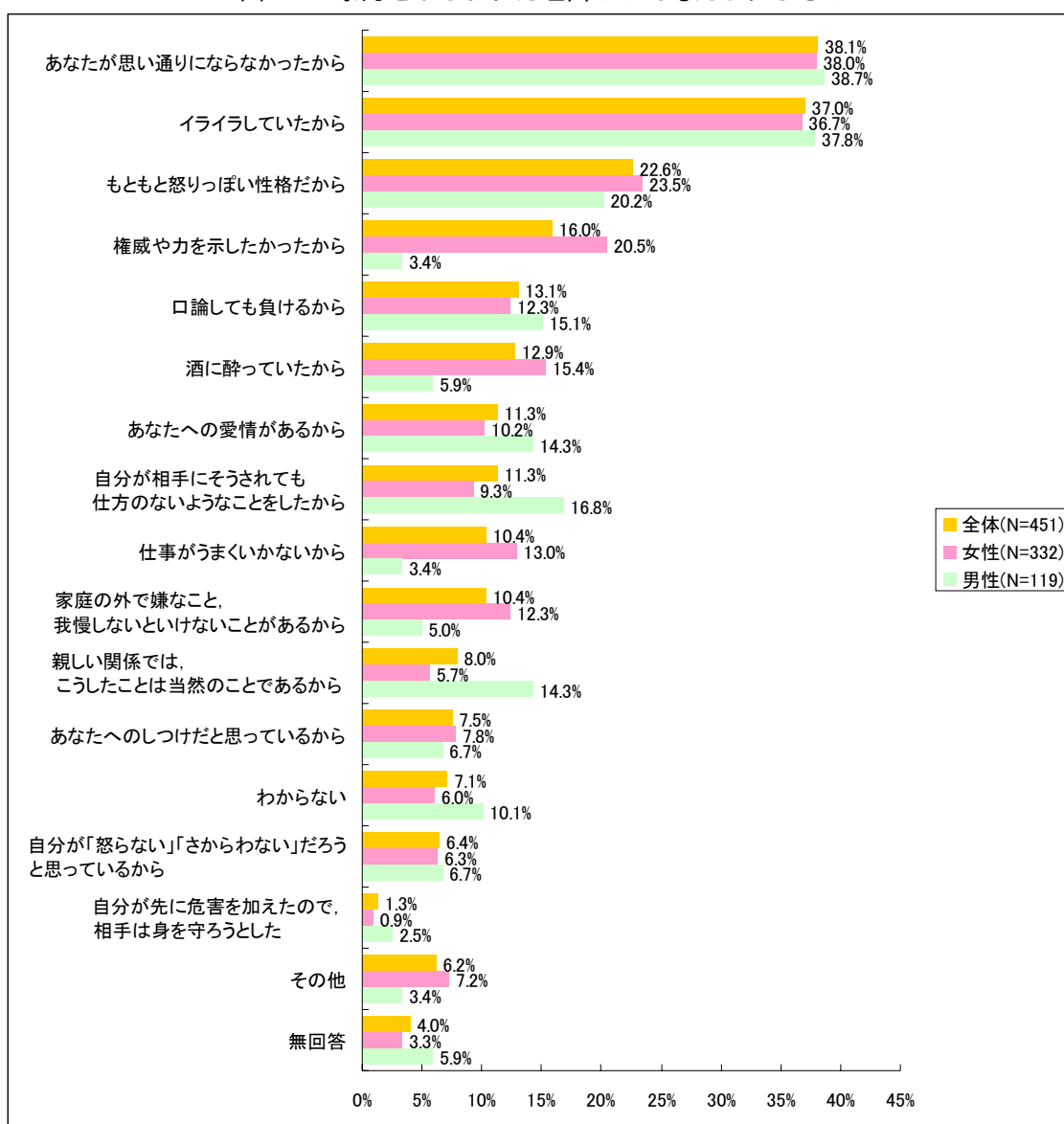


(4) 暴力をふるわれた理由として考えられるものについて [複数回答]

暴力をふるわれた理由として考えられるものについては、「あなたが思い通りにならなかったから」(38.1%)、「イライラしていたから」(37.0%)、「もともと怒りっぽい性格だから」(22.6%)の順に高くなっています。

また、男性は、加害者が暴力をふるった理由を、「親しい関係では、こうしたことは当然のことであるから」(女性 5.7%に対し男性 14.3%)、「自分が相手にそうされても仕方のないようなことをしたから」(女性 9.3%に対し男性 16.8%)と考えている割合が女性よりも高くなっています。一方、女性は、加害者が暴力をふるった理由を、「権威や力を示したかったから」(男性 3.4%に対し女性 20.5%)、「仕事がうまくいかないから」(男性 3.4%に対し女性 13.0%)と考えている割合が男性よりも高くなっています。

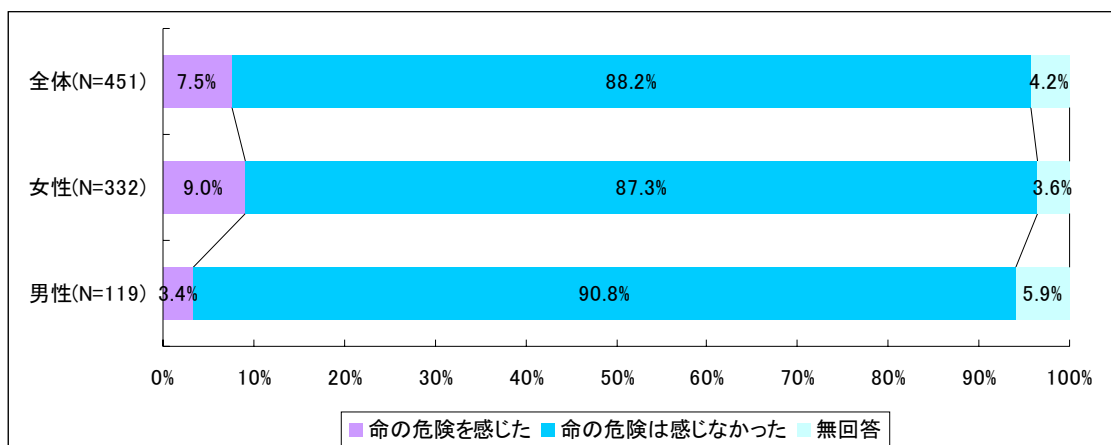
図 2-10 暴力をふるわれた理由として考えられるもの



(5) 暴力による命の危険を感じた経験について

暴力による命の危険を感じた経験については、男性 3.4%に対して女性は 3 倍弱の 9.0%であり、また、暴力によるけがをした経験についても、男性 1.6%に対して、女性は 8 倍以上の 13.2%と、いずれも男女差が大きくなっています。

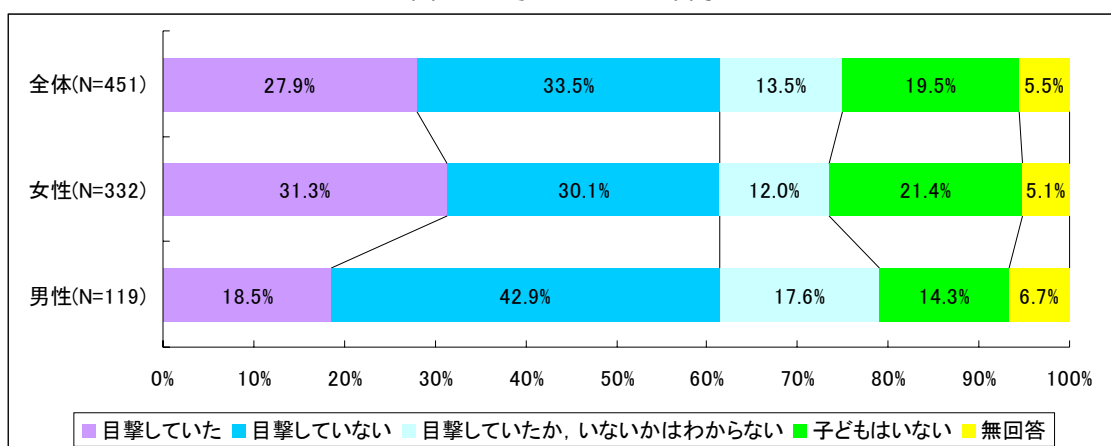
図 2-11 命の危険を感じた経験



(6) 子どもによる目撃について

暴力を受けたときに、子どもが「目撃していた」割合は 27.9%で、「目撃していたかどうか分からない」(13.5%)を含めると、約 4 割の子どもが暴力を目撃した可能性があるといえます。

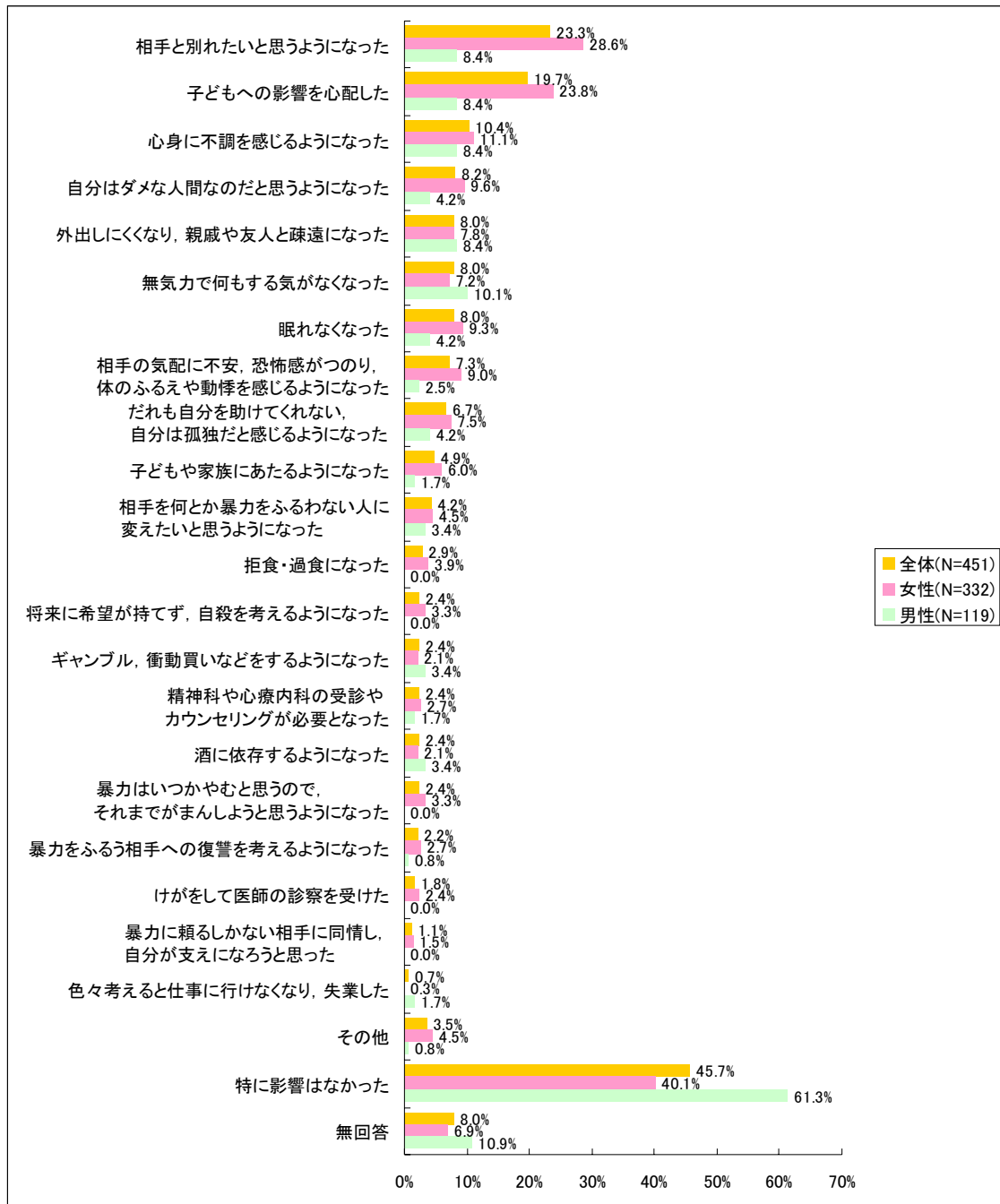
図 2-12 子どもによる目撃



(7) 暴力による心身への影響について [複数回答]

暴力による心身への影響については、「特に影響はなかった」とした回答の割合が最も高くなっているものの、性別で見ると、男性の61.3%に対して女性は40.1%と差がみられます。また、「相手と別れたいと思うようになった」(男性8.4%に対し女性28.6%)、「子どもへの影響を心配した」(男性8.4%に対し女性23.8%)についても、男女間に大きな差がみられます。

図 2-13 暴力による心身への影響



(8) 加害者との関係について

加害者との関係については、約7割が「続いている」(68.3%)と回答しており、その理由として、女性は「子どものこと(親権・子どもの意思・環境等)が気がかりだから」(28.6%)、「定収入がなく生活していく目途がたたないから」(22.8%)など、子どもや収入を気にしていることに対し、男性は「相手には自分が必要だと思ったから」(26.2%)が最も多くなっています。

図 2-14 加害者との関係

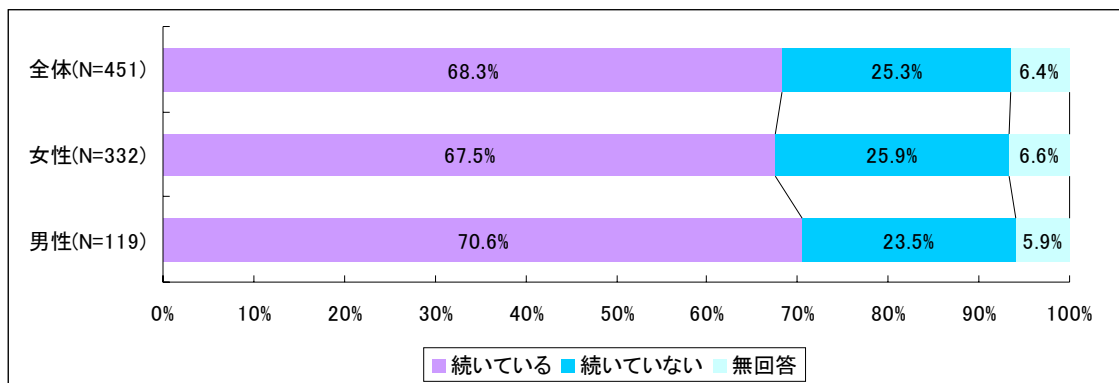
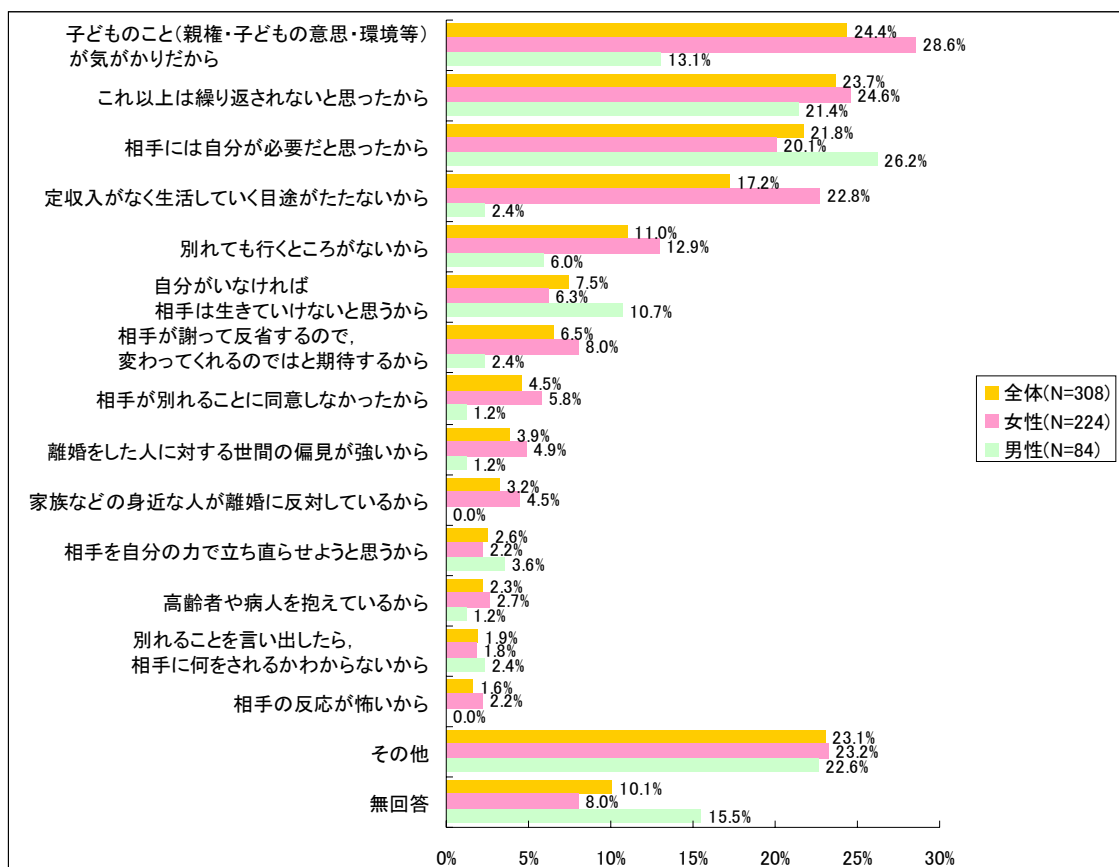


図 2-15 関係が続いている理由



(9) 暴力行為の増減について

暴力行為の増減については、約7割が、以前と比べると暴力の「回数が減ったり軽くなったりした」(70.5%)と回答しており、理由としては男女とも「年齢とともに人間的にまろくなったから」、「理解し合え、仲良くなったから」の割合が高くなっています。

図 2-16 暴力行為の増減

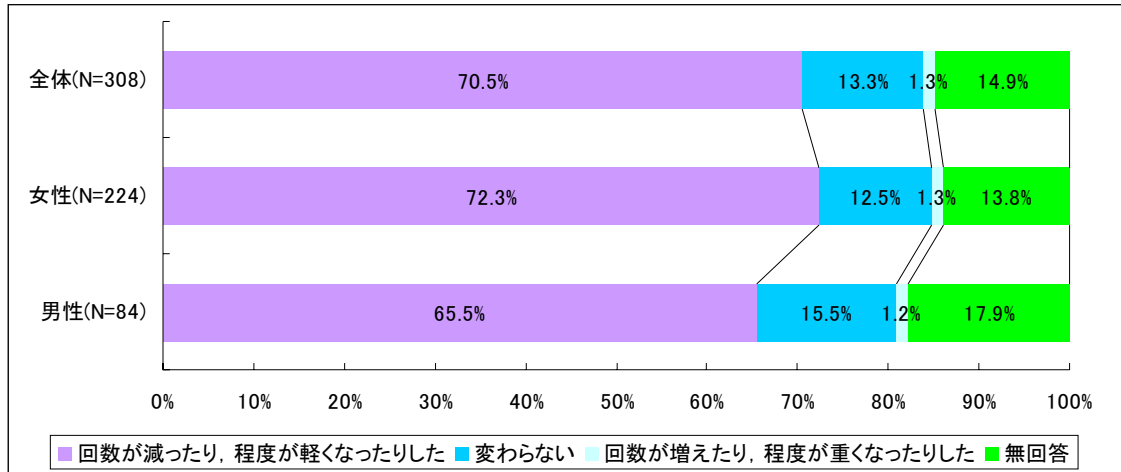
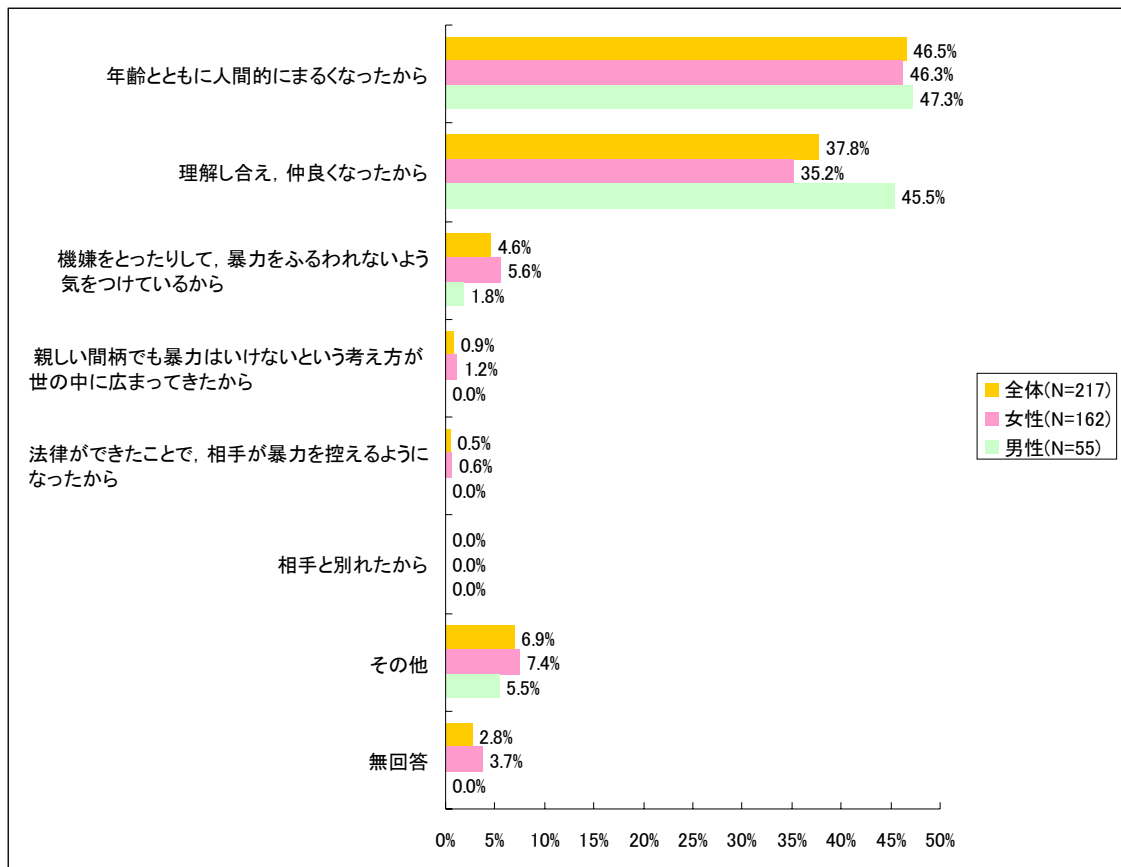


図 2-17 暴力行為の減少の理由



(10) 暴力被害の相談先について [複数回答]

暴力被害の相談先については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」(49.9%)が約半数を占め、特に7割近くの男性は、「どこ(だれ)にも相談しなかった」(68.1%)と答えています。公的機関や民間機関に相談した割合は、男女とも極めて低い結果となっています。

なお、相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」(56.4%)が半数以上を占めています。

図 2-18 暴力被害の相談先 (上位 10 項目)

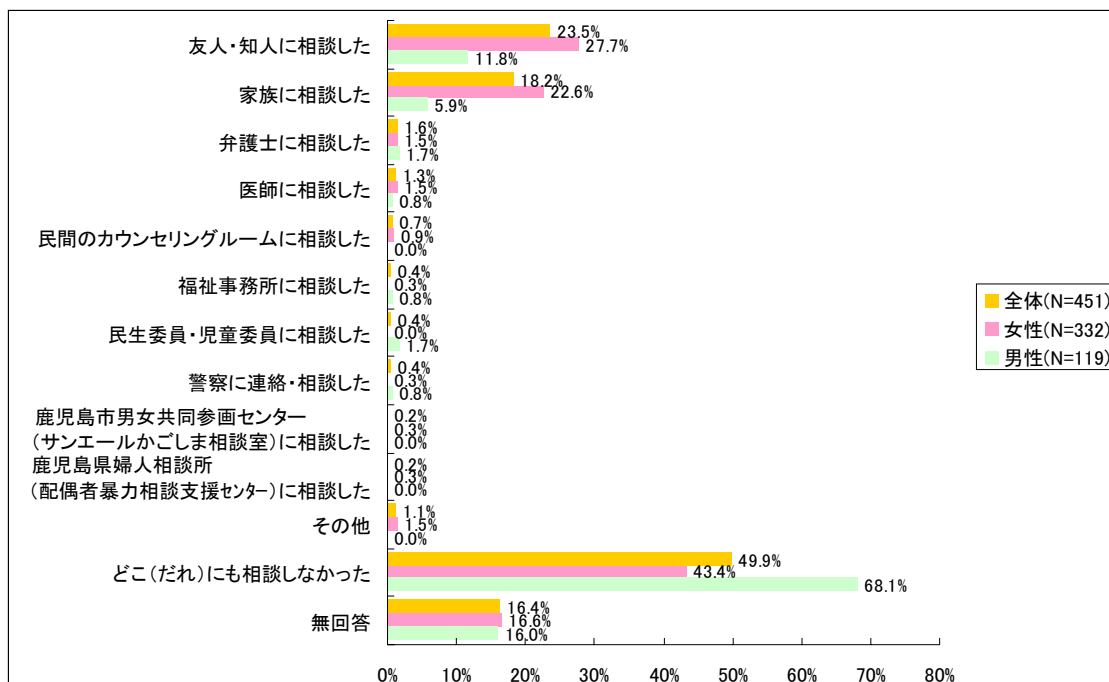
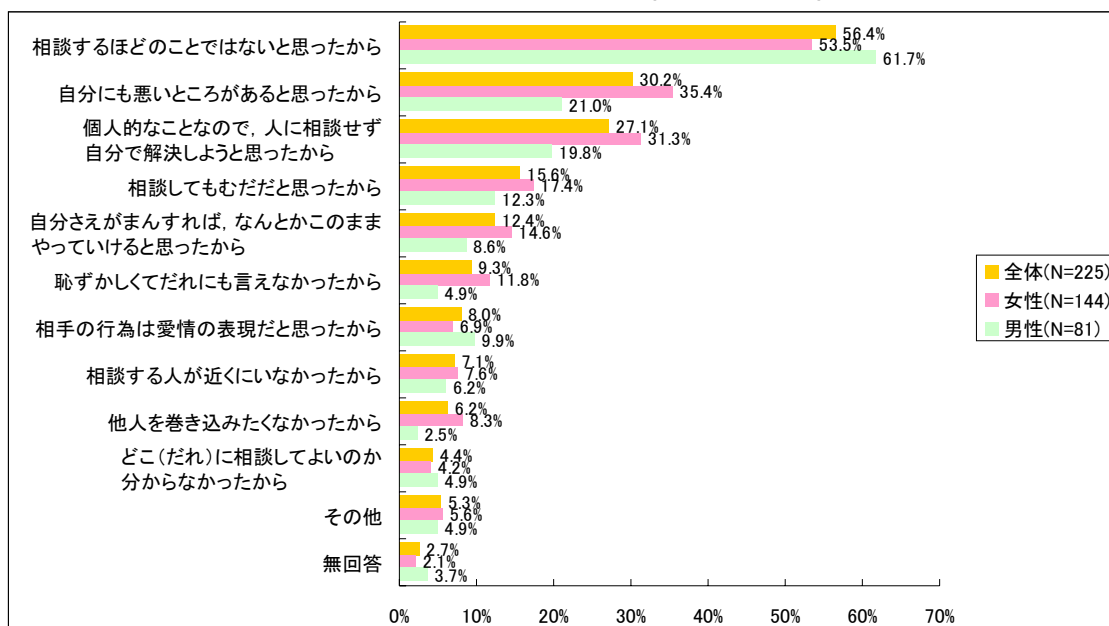


図 2-19 相談しなかった理由 (上位 10 項目)



4 配偶者等への加害経験について

(1) 配偶者等への加害経験の有無

12項目の行為について、1度でも加害経験がある人の割合をみると、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力をした」経験がある人が6.5%となっています。次に、精神的暴力の加害経験(43.6%)は約4割で、「大声でどなった」(30.5%)、「何を言っても無視した」(26.0%)の割合が高くなっています。性的暴力の加害経験は4.1%となっています。

なお、上位3項目は被害経験と一致しています。

性別でみると、女性は「何を言っても無視した」(29.9%)、「交友関係や電話を細かく監視したり、外出を制限したりした」(4.4%)などが男性よりも高く、男性は「大声でどなった」(37.0%)、「なぐるふりをしておどした」(10.7%)、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力をした」(8.8%)、「嫌がっているのに性的な行為を強要した」(7.2%)などが女性よりも高くなっています。

図 2-20 配偶者等への加害経験（“1, 2度あった”, “何度もあった”と回答した人の割合）

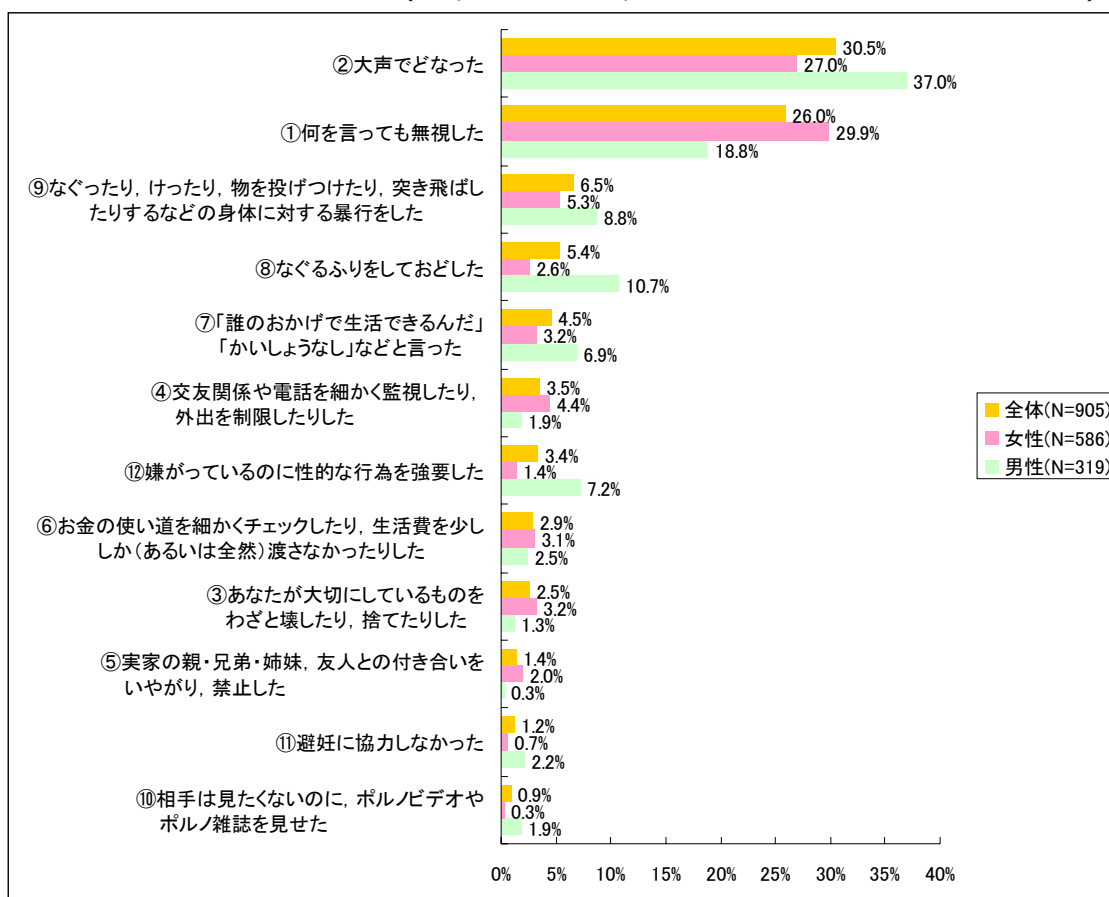


図 2-21 配偶者等への加害経験・身体的暴力

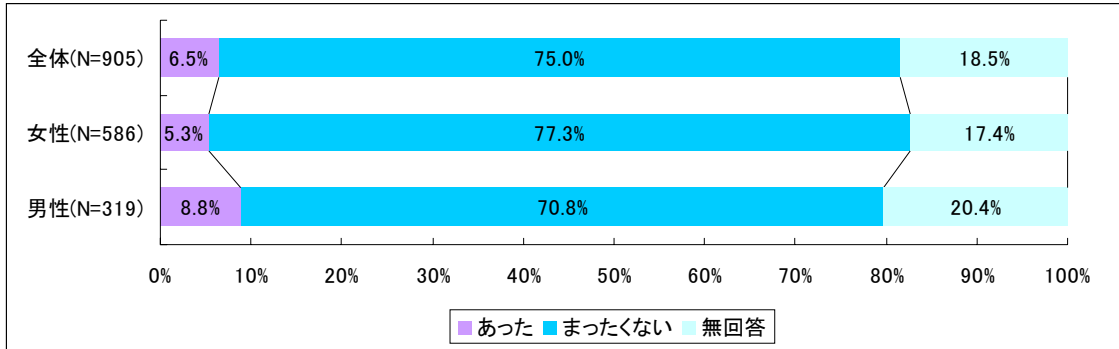


図 2-22 配偶者等への加害経験・精神的暴力

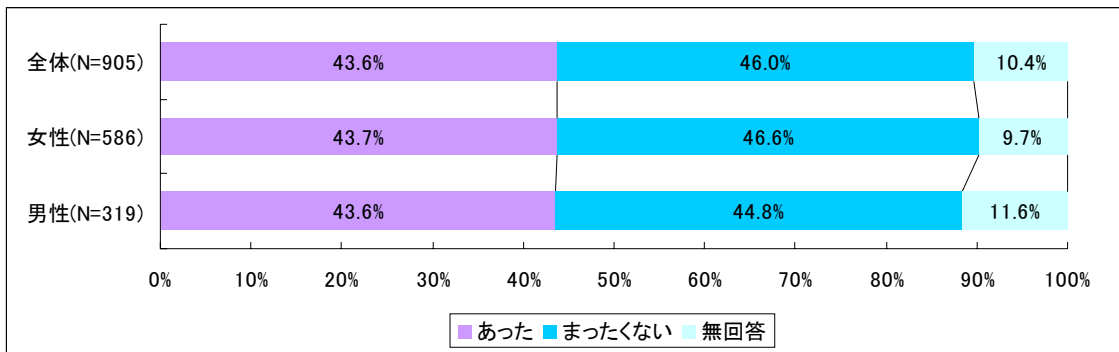


図 2-23 配偶者等への加害経験・性的暴力

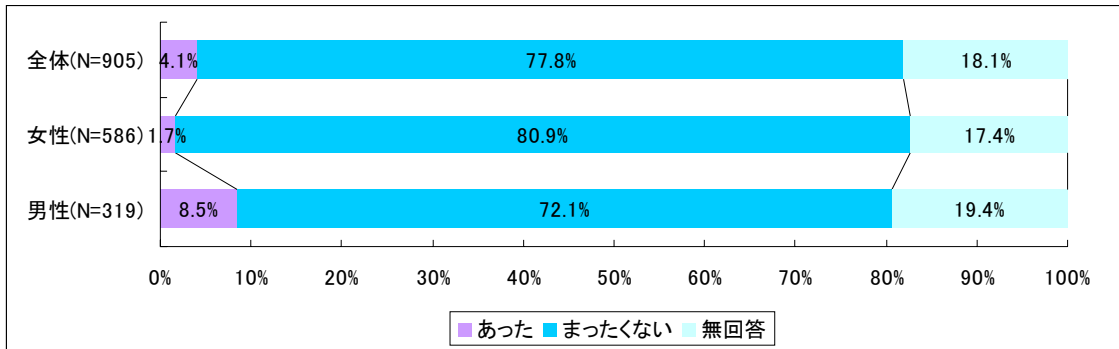


図 2-24 配偶者等への加害経験・まとめ

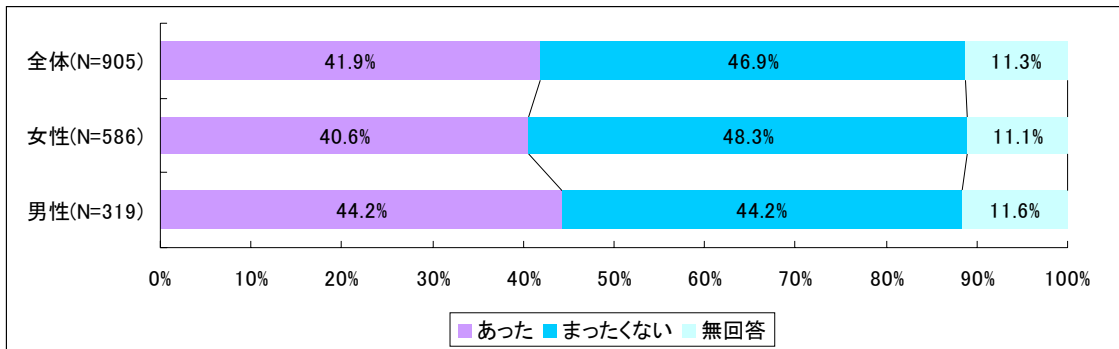
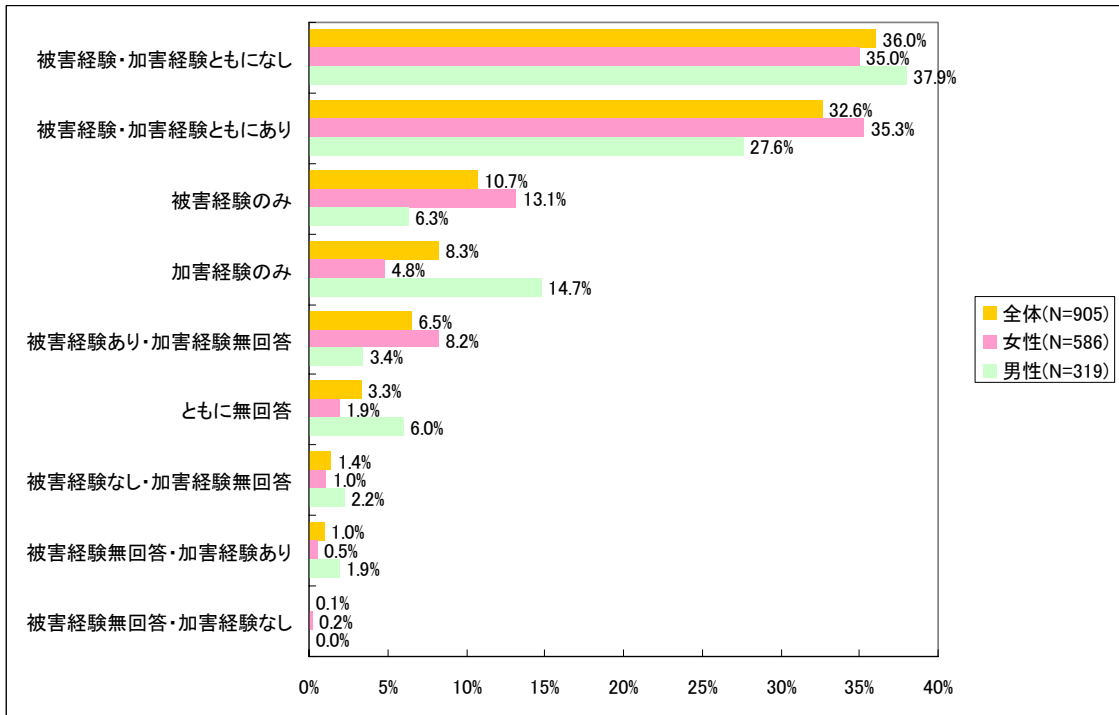


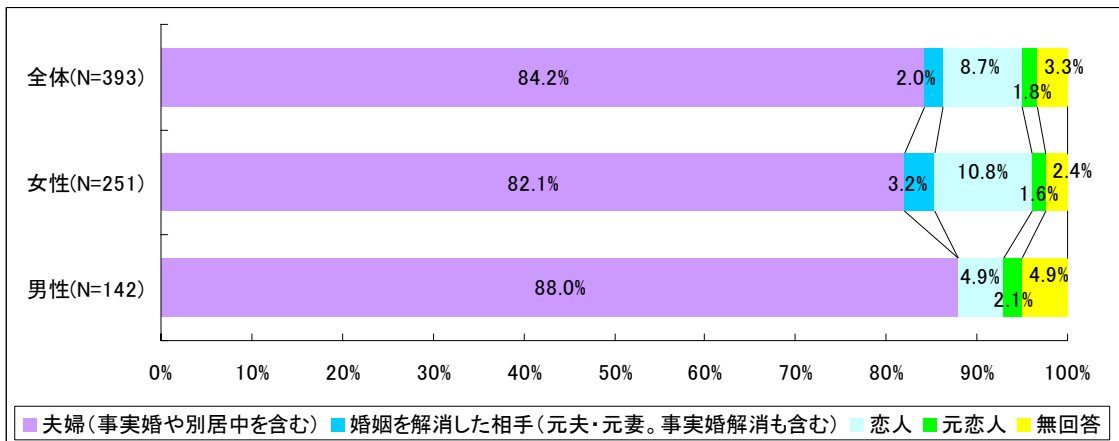
図 2-25 加害経験と被害経験の重複



(2) 被害者との当時の関係について

被害者との当時の関係は、「夫婦（事実婚や別居中を含む）」(84.2%)が8割以上と圧倒的に多く、次いで「恋人」(8.7%)となっています。

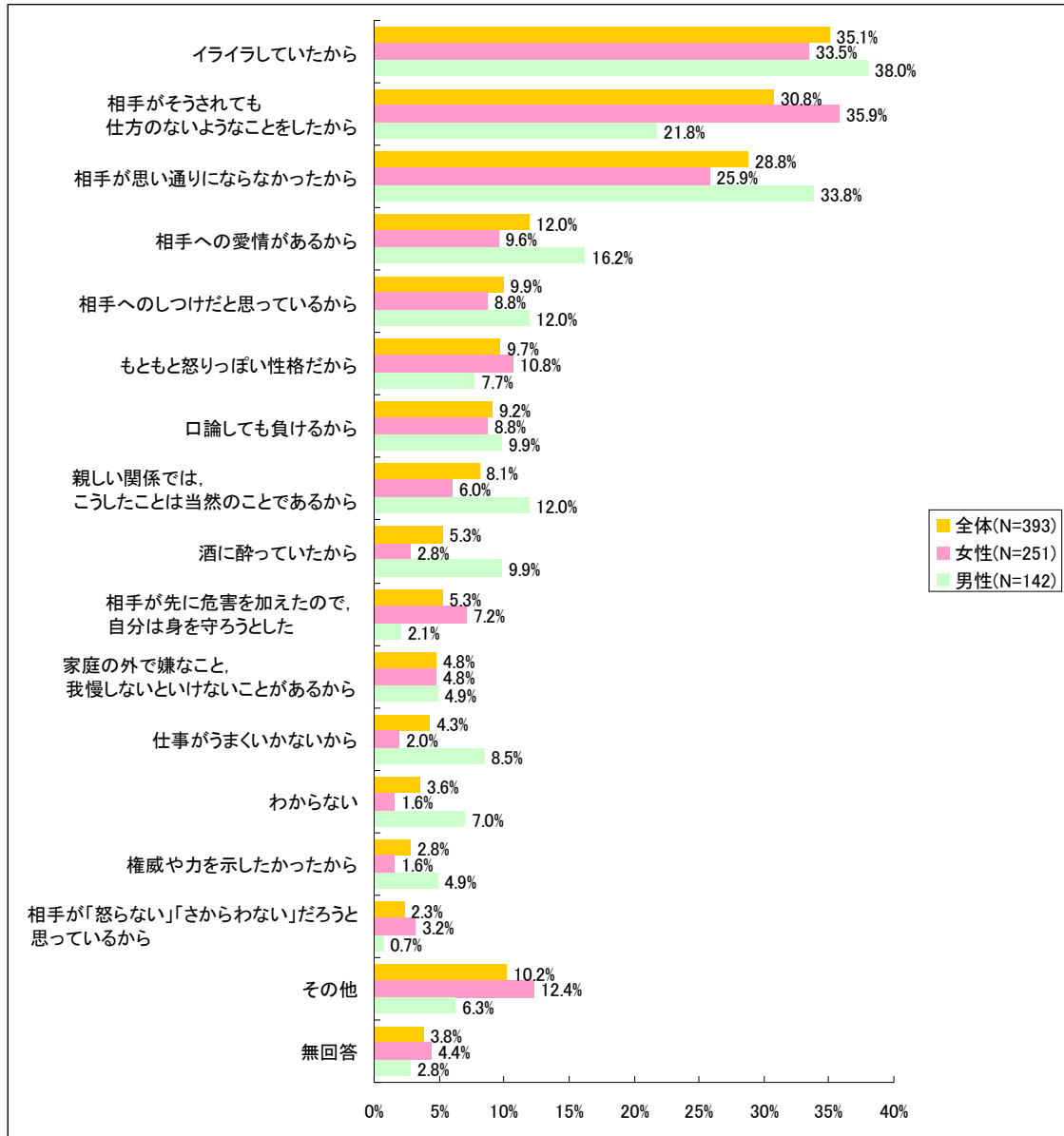
図 2-26 被害者との当時の関係について



(3) 加害の理由について [複数回答]

加害の理由について、女性は「相手がそうされても仕方のないようなことをしたから」(35.9%)が最も高くなっていることに対し、男性は「イライラしていたから」(38.0%)が最も高くなっています。

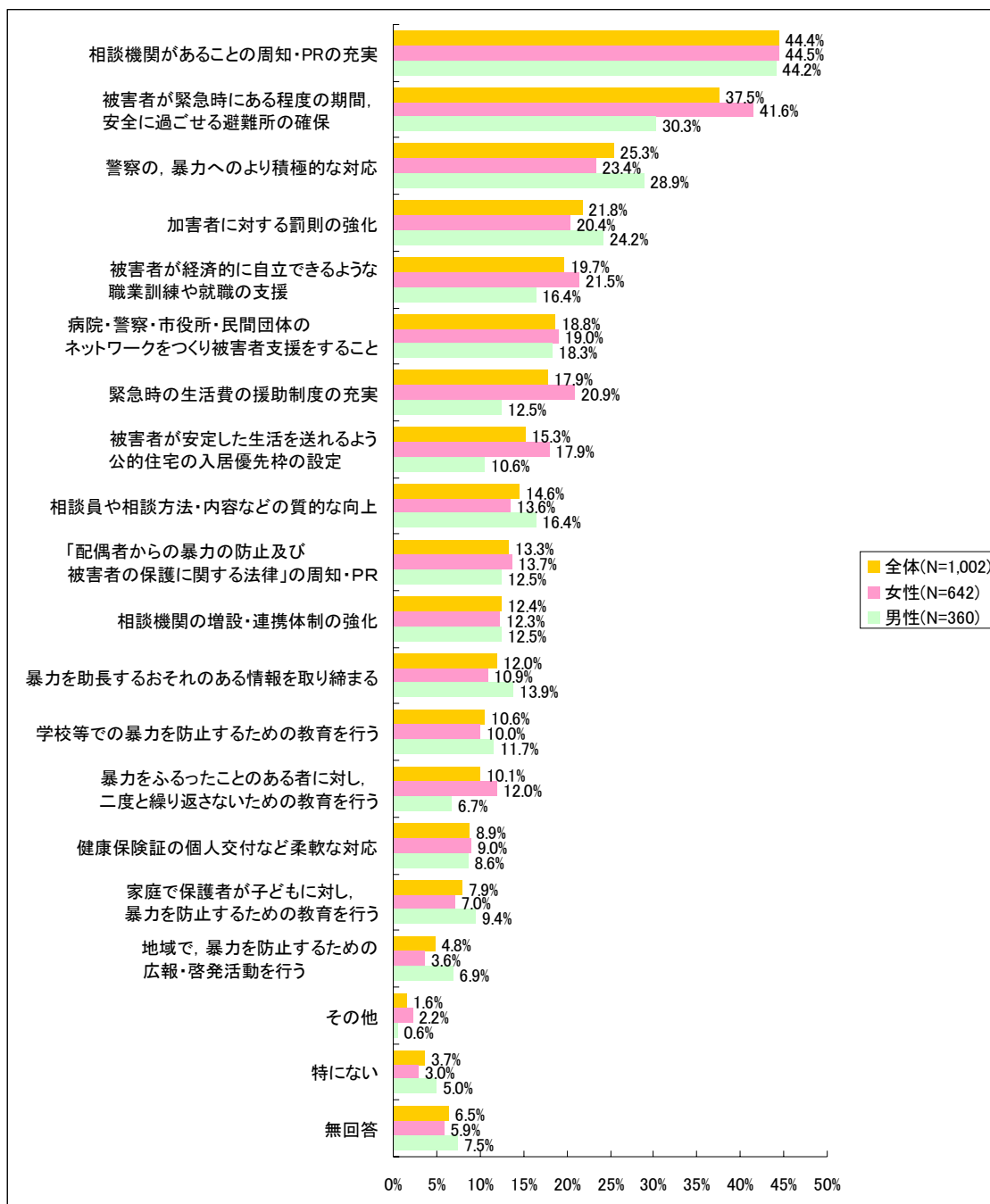
図 2-27 加害の理由



5 DVに対し必要な公的支援について [複数回答]

公的支援で求めるものは、「相談機関があることの周知・PRの充実」(44.4%)が最も高く、次いで「被害者が緊急時にある程度の期間、安全に過ごせる避難所の確保」(37.5%)が高くなっています。特に相談機関の周知については、前述の相談窓口の認知状況からも、より一層の周知・広報が求められています。

図 2-28 DVに対し必要な公的支援

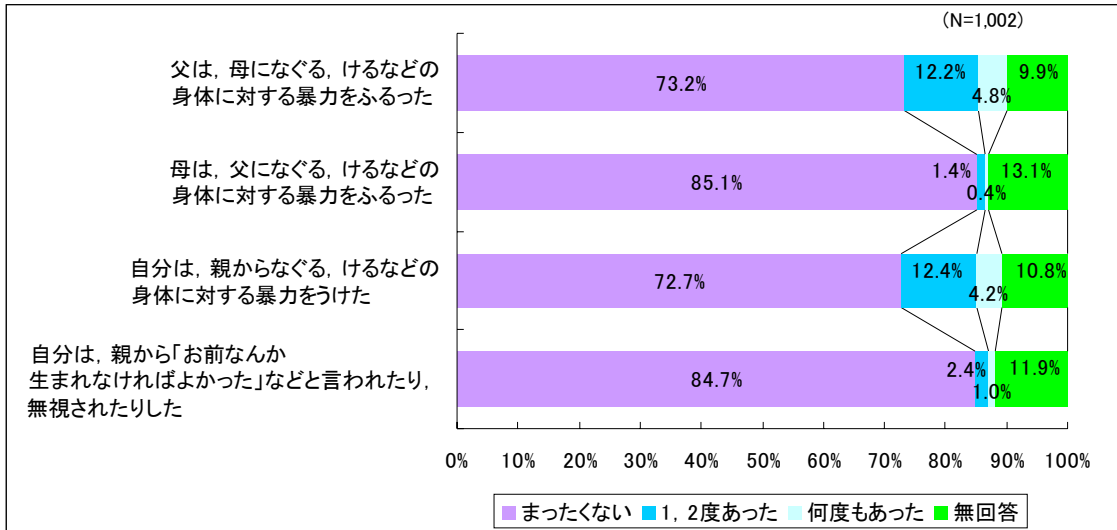


6 子どものころの家庭内暴力の経験について

母親が父親に暴力をふるったことが1度以上あった割合が1.8%であることに對して、父親が母親に暴力をふるったことが1度以上あった割合は17.0%となっています。

自分自身が親から1度以上暴力を受けた経験については、身体的暴力が16.6%、精神的暴力は3.4%という結果になっています。

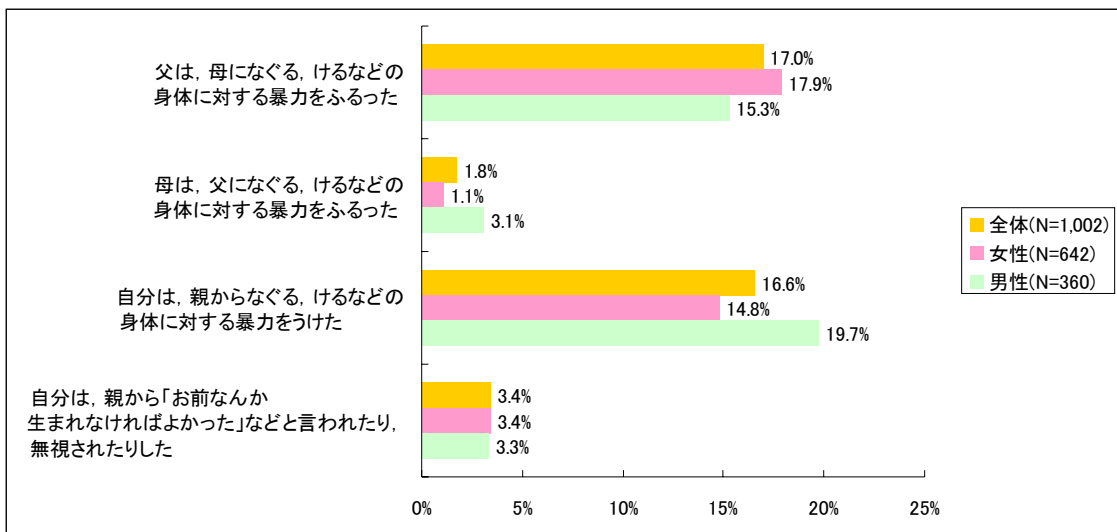
図 2-29 子どもころの家庭内暴力の経験



子どもころの家庭内暴力の経験が「1, 2度あった」と「何度もあった」を合わせた傾向をみると、性別による傾向の違いはみられず、「父は、母になぐる、けるなどの身体に対する暴力をふるった」が「母は、父になぐる、けるなどの身体に対する暴力をふるった」を大きく上回っています。

また「自分は、親からなぐる、けるなどの身体に対する暴力を受けた」割合も高くなっています。

図 2-30 子どもころの家庭内暴力の経験・まとめ



7 セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントを受けた経験は、男性の 2.2%に対して女性は約 6 倍の 13.9%と大きく上回り、約 7 人に 1 人の女性が経験しています。

また被害を受けているにも関わらず、4 割以上の方が「特に何もしなかった」(44.3%)という結果になっています。

図 2-31 セクシュアル・ハラスメントの被害経験

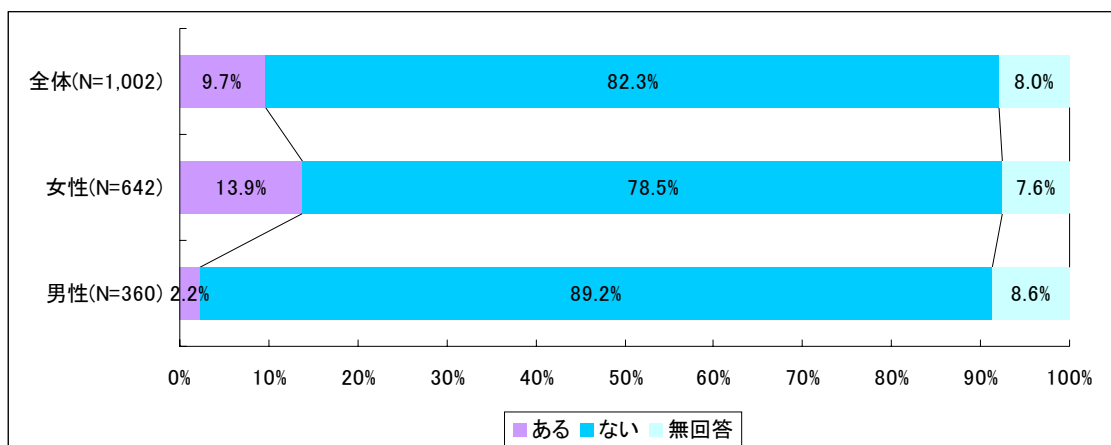
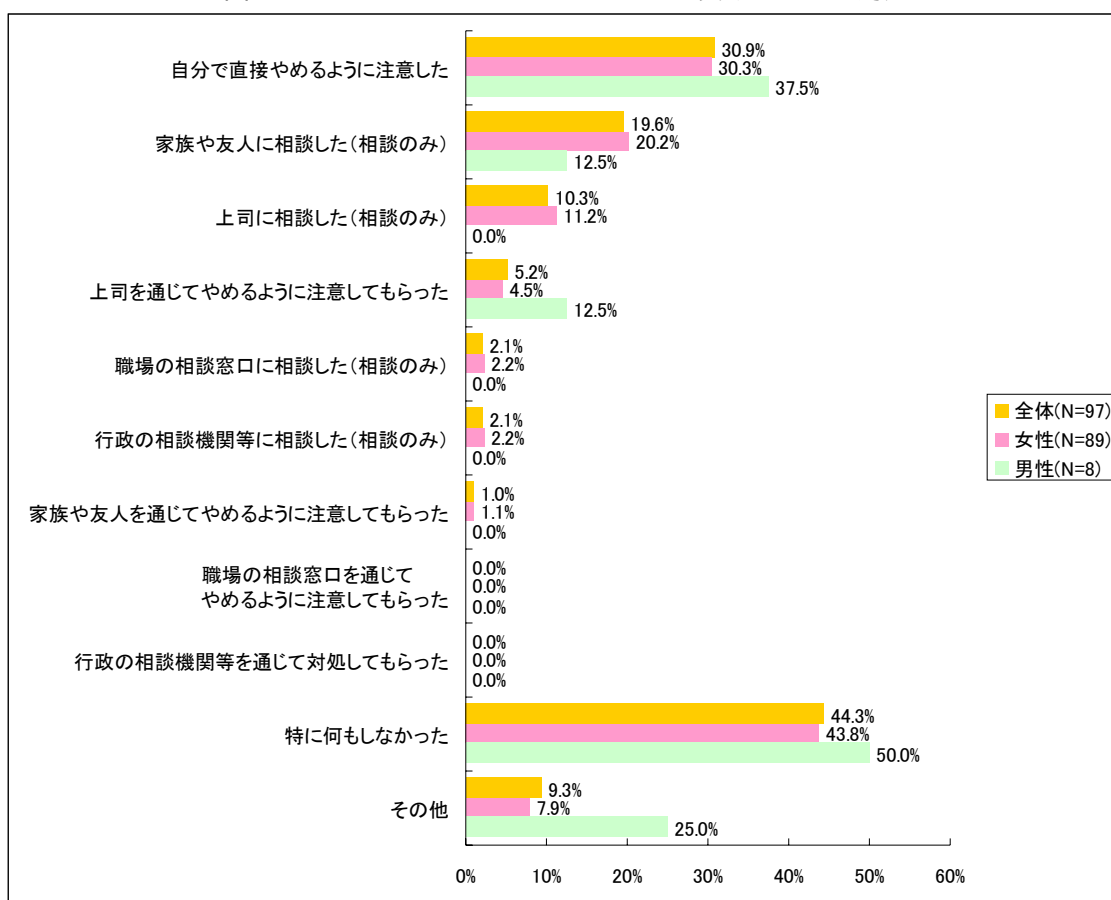


図 2-32 セクシュアル・ハラスメントを受けたときの対応



8 ストーカー行為について

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の認知度については、9割以上が法律の存在を知っています(93.7%)。しかしながら、内容まで知っている(33.5%)割合は3割強にとどまっています。

また、ストーカー被害の経験は、男性の1.7%に対し女性は4倍以上の7.9%と大きく上回っています。加害者との関係については、女性は「相手が誰だかわからない」(23.5%)が最も高く、男性は「ただの顔見知り」(50.0%)の割合が最も高くなっています。

図 2-33 ストーカー規制法の認知度

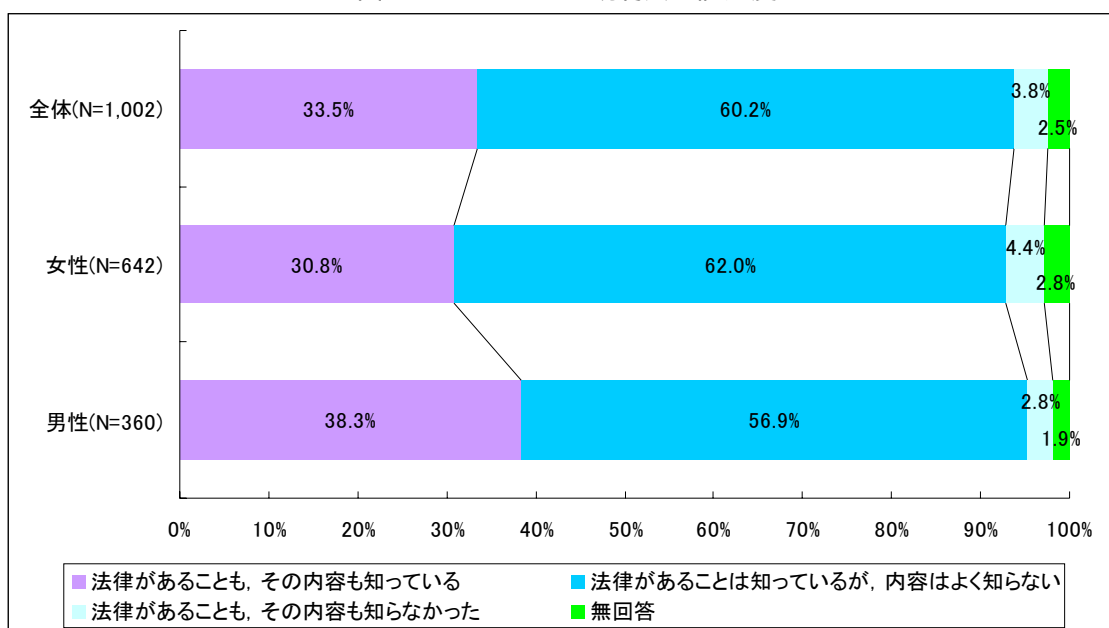


図 2-34 ストーカー被害の経験

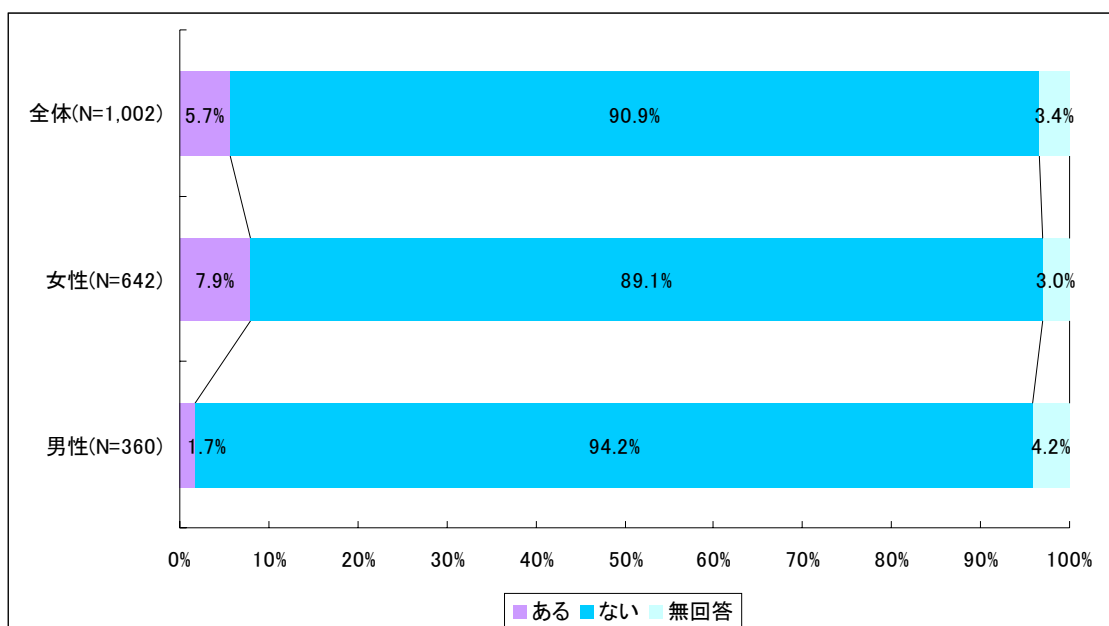
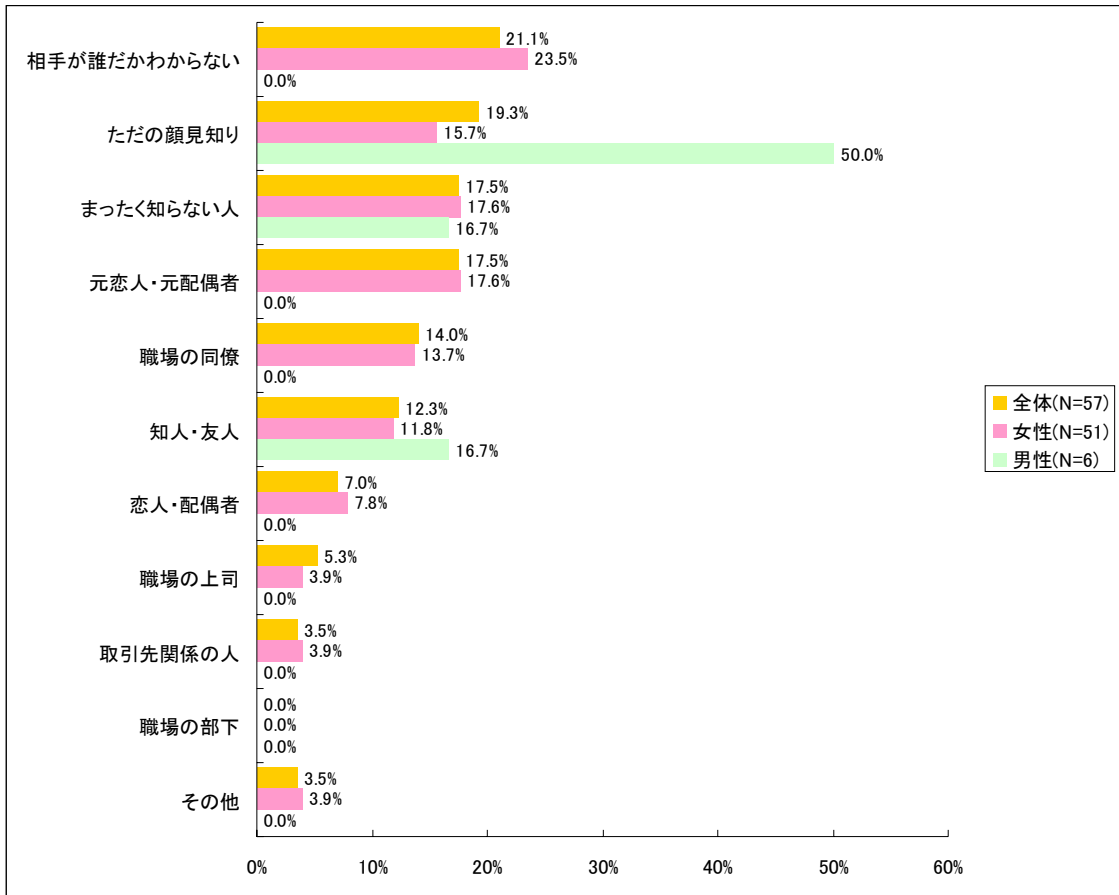


図 2-35 ストーカー行為の加害者



参考資料

◇用語の説明

配偶者等からの暴力 (DV)	<p>配偶者や恋人(交際相手)、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者またはあった者からふるわれる暴力をいいます。</p> <p>なお、配偶者暴力防止法においては、配偶者(事実婚を含む。)及び元配偶者(婚姻中に引き続き離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。))も暴力を受ける場合)からの暴力を「配偶者からの暴力」と定義し、同法の対象にしています。</p>
配偶者暴力防止法	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の略称です。</p> <p>平成13年(2001年)4月13日法律第31号 平成16年(2004年)6月2日法律第64号で改正 平成19年(2007年)7月11日法律第113号で改正</p>
セクシュアル・ハラスメント	<p>相手の意に反した性的な言動で、特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」があります。</p> <p>平成19年(2007年)4月1日から、改正男女雇用機会均等法において、職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策について必要な措置を講ずることが事業主に義務づけられています。</p>
ストーカー規制法	<p>「ストーカー行為等の規制に関する法律」の略称です。</p> <p>平成12年(2000年)5月24日法律第81号</p>

◇暴力の形態

身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。

刑法第 204 条の傷害や第 208 条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

- ・ 足でける
- ・ 物を投げつける
- ・ 平手でうつ
- ・ げんこつでなぐる
- ・ 髪をひっぱる
- ・ 引きずりまわす
- ・ 腕をねじる
- ・ 首をしめる
- ・ 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- ・ 刃物などの凶器を身体につきつける
- など

精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- ・ 大声でどなる
- ・ 実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- ・ なぐるふりや物をなげつけるふりをして、おどかさ
- ・ 何を言っても無視する
- ・ 「誰のおかげで生活できるんだ」、「かいしょうなし」などと言う
- ・ 大切にしているものをわざと壊したり、捨てたりする
- ・ 生活費を少ししか（あるいは全然）渡さない
- など

性的暴力

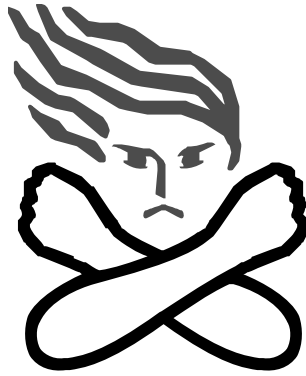
- ・ 嫌がっているのに性的行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌等を見せる
- ・ 中絶を強要する
- など

◇配偶者等からの暴力についての相談窓口

以下の窓口では、女性相談員や各種専門家が配偶者等からの暴力についての相談に対応しています。(相談料は無料)

相談窓口	連絡先	相談時間など
鹿児島市男女共同参画センター (サンエールかごしま相談室)	099-813-0853	火・木～日曜日 10:00～17:00 水曜日 10:00～20:00 ※その他、弁護士や臨床心理士による専門相談を定期的に実施
鹿児島市女性相談室	099-216-1263 (市役所) 099-269-8473 (谷山福祉事務所)	○市役所 月～金曜日 8:30～17:00 ○谷山福祉事務所 月～金曜日 9:15～16:00
鹿児島県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	099-222-1467	○電話相談 月～水・金曜日 8:30～17:00 木曜日 8:30～20:00 土・日曜日 9:00～15:00 ○来所相談 月～金曜日 8:30～17:00 ※上記以外でも、緊急時の一時保護等には対応
鹿児島県男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	099-221-6630・6631	水～日曜日 9:00～17:00 火曜日(休館日の翌日) 9:00～20:00 ※その他、弁護士や医師による専門相談を定期的 に実施。一時保護は行っていません。
鹿児島県警察本部 生活安全企画課	099-206-0110 (代表)	月～金曜日 9:30～18:15
各警察署		月～金曜日 8:30～17:15 ※上記以外でも緊急の場合対応

☆ 緊急を要する場合は 110 番を!!



女性に対する暴力根絶のた
めのシンボルマーク

夫婦やパートナーとの
日常生活についてのアンケート
- 概要版 -

平成20年3月

[編集・発行]

鹿児島市市民局市民部 男女共同参画推進課

〒890-0054 鹿児島市荒田1丁目4番1号

TEL.099-813-0852 FAX.099-813-0937